上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

上越市長　　小　菅　淳　一

上越市規則第５６号

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則の一部を改正する規則

上越市ふるさと上越応援寄附金謝礼等提供事業者支援補助金交付規則（令和８年上越市規則第５１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　市内において謝礼等の製造、加工その他の工程（以下「製造等」という。）を行うことにより当該謝礼等の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するもの。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、新潟県（以下「県」という。）内において生産されたものを原材料とするものに限る。

ア　市内において製造等を行うことにより当該謝礼等の価値の過半が生じている旨の証明（以下「証明」という。）が、謝礼等の製造等を行う者によりなされているもの

イ　本市が第１号寄附金（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に掲げる寄附金をいう。以下同じ。）の受領に伴い本号に該当する謝礼等を提供する旨を表示して当該第１号寄附金の募集を開始する日までに、本市によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの

⑷　本市の広報を目的としたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するもの

ア　形状、名称その他の特徴から本市独自の謝礼等であることが明白なもの

イ　指定対象期間（地方税法第３７条の２第２項及び第３１４条の７第２項に規定する指定対象期間をいう。以下同じ。）の初日の属する年の前年の１０月１日からその翌年の９月３０日までの間に、本市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（謝礼等の提供によるものを除く。）があるもの

ウ　指定対象期間において、本市が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（謝礼等の提供によるものを除く。）を定めているもの

エ　指定対象期間において、本市が謝礼等として提供する数量が、イの配布又は販売を

行った数量を超えないもの

第２条第５号中「関連する」を「附帯する」に、「が主要な部分を占める」を「の価値が当該提供するものの価値全体の７割以上である」に改め、同条第６号中「準ずるもの」の次に「（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）」を加え、同条第９号中「第５条第８号ハ」を「第６条第８号ハ」に改め、同号を同条第１２号とし、同条第８号中「新潟県（以下「県」という。）」を「県」に改め、同号を同条第１１号とし、同条中第７号を第１０号とし、第６号の次に次の３号を加える。

⑺　市内の宿泊施設であって、県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、県外に所在する宿泊施設のブランド名を関するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務

⑻　市内の宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり５万円を超えないもの

⑼　市内において本市のエネルギー源により発電された電気

第２条に次の１号を加える。

⒀　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する謝礼等を提供することができなくなった場合において、当該謝礼等を代替するものとして提供するもの

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。